

平成 20 年 5 月 30 日

各 位

東京都中央区銀座六丁目2番1号
株式会社ダヴィンチ・アドバイザーズ
代表取締役社長 金子 修
(コード番号:4314 大証ヘラクレス)
問合わせ先: 広報 中島 弘樹
電話番号: (03) 6215-9587

吸収分割契約書承認並びに商号変更及び定款一部変更のための
臨時株主総会の招集に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり臨時株主総会を招集し、平成 20 年 7 月 1 日付で当社の商号を「株式会社ダヴィンチ・ホールディングス」に変更することを含む定款一部変更の議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、この定款一部変更につきましては、同総会において吸収分割契約書承認の議案が可決されることを条件として実施する予定です。

記

1. 臨時株主総会の開催について

- (1) 日 時: 平成 20 年 6 月 25 日(水曜日)午前 10 時
- (2) 開催場所: 東京都港区新橋一丁目 2 番 6 号
第一ホテル東京 5 階 「ラ・ローズ」
- (3) 付議議案:

決議事項

- 第 1 号議案 吸収分割契約書承認の件
- 第 2 号議案 定款一部変更の件

第 1 号議案の内容につきましては、4 月 23 日に開示いたしました「会社分割による持株会社体制移行に関するお知らせ」もあわせてご参照ください。

2. 定款一部変更の理由

先に「会社分割による持株会社体制移行に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社は、平成 20 年 4 月 23 日に当社と株式会社ダヴィンチ・アドバイザーズ準備会社(以下「準備会社」という。)との間で締結された吸収分割契約書が、平成 20 年 6 月 25 日開催予定の臨時株主総会において承認されることを条件に平成 20 年 7 月 1 日付をもって持株会社体制へ移行する予定です。これに合わせて、同日付けで、

当社の商号を「株式会社ダヴィンチ・ホールディングス」に変更し、当社の事業目的を純粋持株会社としての事業目的に変更するものです。

なお、本件吸収分割によって当社から不動産投資顧問事業及びこれに付随関連する事業を包括的に承継する準備会社は、当社の商号変更と同時に、その商号を「株式会社ダヴィンチ・アドバイザーズ」に変更する予定です。

また、取締役の役名付与に柔軟性を持たせることと合わせて株主総会の招集権者及び議長並びに取締役会の議長の表記を変更すること、取締役会の機動的な開催に合わせてその招集権者を各取締役に変更すること、社内規程の表記の統一に合わせて「取締役会規則」等の表記を「取締役会規程」等に変更すること、その他条文の体裁を整えるために技術的な変更を行うものです。

3. 定款一部変更の内容

変更の内容は下記のとおりです。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>第1条(商号)</p> <p>当社は、株式会社ダヴィンチ・アドバイザーズと称し、英文では、K.K. <u>DaVinci Advisors</u>と表示する。</p>	<p>第1条(商号)</p> <p>当社は、株式会社ダヴィンチ・ホールディングスと称し、英文では、K.K. <u>daVinci Holdings</u>と表示する。</p>
<p>第2条(目的)</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. <u>不動産売買、仲介、賃貸、管理及びその他不動産に関するコンサルタント業務</u></p> <p>2. <u>不動産に関する投資顧問業</u></p> <p>3. <u>金融商品取引法に規定する第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、投資運用業及び投資助言・代理業</u></p> <p>4. <u>不動産に対する投資及び不動産取引に係わる資金の貸付、借入れ、調達業務</u></p> <p>5. <u>不動産の取得、所有、処分及び賃貸、鑑定業務</u></p>	<p>第2条(目的)</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>国内外の会社への出資又は株式を取得、保有することによる当該会社の事業活動の支配及び管理</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

<p>6. <u>株式・社債等の有価証券の保有、運用、投資業務、また抵当証券の保有、売買及び仲介並びに管理</u></p> <p>7. <u>売掛債権及び金銭債権の買取業務及びこれに関連する投資</u></p> <p>8. <u>住宅地・工業用地等の開発・造成及び販売</u></p> <p>9. <u>住宅の建設及び販売</u></p> <p>10. <u>ホテル・レストランの経営</u></p> <p>11. <u>不動産担保貸付その他金銭の貸付</u></p> <p>12. <u>前各号に附帯関連する業務</u></p> <p>(中略)</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介</u></p> <p><u>前各号に附帯関連する業務</u></p> <p>(中略)</p>
<p>第5条(機関)</p> <p>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. <u>取締役会</u></p> <p>2. <u>監査役</u></p> <p>3. <u>監査役会</u></p> <p>4. <u>会計監査人</u></p> <p>(中略)</p>	<p>第5条(機関)</p> <p>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p><u>取締役会</u></p> <p><u>監査役</u></p> <p><u>監査役会</u></p> <p><u>会計監査人</u></p> <p>(中略)</p>
<p>第10条(株式取扱規則)</p> <p>当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿への記載または記録その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(中略)</p>	<p>第10条(株式取扱規程)</p> <p>当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿への記載または記録その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(中略)</p>

第 12 条（招集権者及び議長等）

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（中略）

第 19 条（代表取締役及び役付取締役）

取締役会は、その決議によって取締役の中から代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第 20 条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（中略）

第 23 条（取締役会規則）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

（中略）

第 12 条（招集権者及び議長等）

株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（中略）

第 19 条（代表取締役及び役付取締役）

取締役会は、その決議によって取締役の中から代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって役付取締役を定めることができる。

第 20 条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、各取締役がこれを招集し、代表取締役が議長となる。

2. 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が議長となる。

（中略）

第 23 条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（中略）

<p>第 32 条（監査役会規則）</p> <p>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>第 37 条（会計監査人の報酬等）</p> <p>会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>第 32 条（監査役会規程）</p> <p>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>第 37 条（会計監査人の報酬等）</p> <p>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>
--	--

4. 日程

吸収分割契約承認取締役会	平成 20 年 4 月 23 日
吸収分割契約締結	平成 20 年 4 月 23 日
臨時株主総会基準日公告	平成 20 年 4 月 24 日
臨時株主総会基準日	平成 20 年 5 月 9 日
臨時株主総会招集・議案決定取締役会	平成 20 年 5 月 30 日
臨時株主総会	平成 20 年 6 月 25 日
吸収分割及び定款一部変更の効力発生	平成 20 年 7 月 1 日（予定）

以上